

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構業務方法書（案）

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条の規定、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務運営等に関する規則（平成 20 年山形県規則第 号）第 2 条の規定及び酒田市地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務運営等に関する規則（平成 20 年酒田市規則第 号）第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により山形県知事及び酒田市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（中期計画）

第 3 条 法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款第 18 条各号に掲げる業務を山形県知事及び酒田市長の認可を受けた中期計画に従って行うものとする。

（法人の行う業務）

第 4 条 法人は、定款第 18 条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療に関する技術者の研修に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の設置目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

（業務の委託）

第 5 条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、その業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務

の委託に関する契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第6条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(その他)

第7条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。